

取り壊し、新築・増築した 家屋等はありませんか？

固定資産税は、毎年1月1日に土地や家屋を所有している方に課税されます。今年中に家屋等の取り壊しや新築・増築を予定している方（またはお済みの方）は、お早めにご連絡ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

8月～11月は県下統一の 農地パトロール月間です

農地は国民の食糧を生産する基盤であり、国土保全や景観維持など公共財産ともいえるべき大切なものです。

農業委員会では、優良農地の保全および営農環境整備の一環として、耕作放棄地の発生防止や農地の無断転用の防止等を目的に、年間を通して定期的に「農地パトロール」（農地の巡回点検指導）を実施しています。

また、耕作放棄地や無断転用地が確認された場合、農地の所有者の方に対し、適正な管理指導を行うほか、耕作者や土地所有者に対し、農地の

利用意向調査を実施し、その結果によって農業担い手等へ農地を集積するための取組を推進します。

大切な資源を次世代へつなぐために、みなさんの力で農地を守っていきましょう。

○農地転用には許可が必要です

農地を住宅・倉庫・作業所など、農地以外の目的に利用する場合には、事前に農地法に基づく転用の許可を受ける必要があります。資材置場や残土置場などの利用で、一時的に転用をする場合も同様です。

○違反すると罰則の適用もあ ります

許可を受けずに行った農地の転用行為は、農地法の違反であり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、工事の中止、原状回復などを命じられる場合があります。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)

農業用廃プラスチック 回収の事前受付

使わなくなった農業用ビニールおよびプラスチックを回収します。

なお、産業廃棄物となるため、運搬や処分は、事前契約が必要となります。

事前受付については、広報ごか9月号にてお知らせいたします。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

魅力いっぱい農業者年 金に加入しませんか

農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて農業担い手を確保するという目的を併せもった政策年金です。

○6つのメリット

①国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、誰でも加入できます。

②保険料は、月額1万円から最高6万7千円まで、千円単位で自由に選択できます。

③年金は80歳までの保証が付き、終身にわたって受けられます。

④早く加入するほど有利な複利方式です。

⑤保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象です。

⑥認定農業者、青色申告者、家族経営協定締結者等の方は、要

件に応じて国の保険料助成が受けられます。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)

防災行政無線を使用し て全国一斉情報伝達訓 練を実施します

8月10日(水)午前11時頃に、防災行政無線を使用して、左記のとおり訓練を実施します。

・放送内容

「これは、Jアラートのテストです。」×3回

・五霞町以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

・試験当日、災害発生や気象状況により、中止する場合があります。

○お問い合わせ

生活安全課 防災G
☎(84)3618 (直通)